

審査請求書

下妻市長 菊池 博 様

令和 6 年 12 月 13 日

審査請求人

神奈川県座間市緑ヶ丘 6-1-23-102

電話 080-1442-9144

次のとおり審査請求をします。

1. 審査請求に係る処分の内容

令和 6 年 12 月 5 日付福指令第 5 号の公文書非公開決定処分

2. 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

令和 6 年 12 月 10 日

3. 審査請求の趣旨

次の採決を求める。

(ア) 1 に記載の処分を取り消す。

(イ) 部落解放愛する会茨城県連合会発行の『荊棘』を公開する。

4. 審査請求の理由

処分庁は理由として「下妻市情報公開条例第 2 条第 2 項第 1 号該当」を言う。その条文は次のとおりである。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの。

(2) 規則で定める図書館その他の機関において、規則で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

確かに、『荊棘』は第三種郵便物の認可を得ており、形式的には不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものであるが、発行元の部落解放愛する会茨城県連合会に問い合わせたところ、次のことが分かった。

- ・購入するには同会本部を直接訪れる必要がある。
- ・『荊棘』の最新号以外は販売できない。
- ・国立国会図書館への納本がされておらず、今後もしない。

実際、国立国会図書館には所蔵されていないし、下妻市立図書館等茨城県下の公立図書館でも所蔵が確認されていない。

以上のとおり、少なくとも『荊棘』の最新号以外は下妻市情報公開条例第2条第2項第1号の該当要件を満たしているとは言えないことが分かった。

また、最新号にしても本来あるべき図書館での扱いがなく、購入場所である部落解放愛する会茨城県連合本部の佇まい等の状況から、不特定多数が購入できるとも言い難い。

そのため、改めて『荊棘』を下妻市情報公開条例上の公文書として扱うよう求めて審査請求をする。

5. 処分庁の教示の有無及びその内容

「この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、下妻市長に対して審査請求をすることができます。」との教示があった。

6. 添付資料

- (ア) 令和6年12月5日 行政情報非公開決定通知書
- (イ) 部落解放愛する会茨城県連合会書記長 金子利夫氏の発言
- (ウ) 部落解放愛する会茨城県連合会本部の様子